

平成25年5月24日

教育委員会第5回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第5回定例会記録

◇開会年月日 平成25年5月24日（金曜日） 午前10時00分開会
午前11時50分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部盛男君	委員 (委員長職務代行者)	津嶋ユウ君
委員	今井多貴子君	委員	窪木好文君
教育長	境直彦君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	佐藤和夫君	事務局次長兼 教育総務課長	小畑孝志君
事務局次長 (震災復興 担当)	真保洋君	副参事(主任 指導主事)	宍戸健悦君
学校教育課長兼 市立高等学校 統合準備室長	山田元郎君	学校管理課長	狩野之義君
生涯学習課長	細目恵寿君	体育振興課長	橋本淳君
学校施設整備 室長補佐(整備 計画担当)	川合康晴君		

◇書記

教育総務課 課長補佐	鈴木憲君	教育総務課 課長	山内龍一郎君
教育総務 課長	多田恭子君		

◇付議事件

一般事務報告
・教育長報告

- ・市立高等学校統合事業の実施状況について
- ・平成25年度教育費に係る補正予算の要求について

報告事項

- ・報告第7号 専決処分の報告について
 - 専決第8号 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例
 - 専決第9号 平成25年度石巻市一般会計補正予算（第2号）
(教育委員会の事務に係る部分)

審議事項

- 第15号議案 「みやぎ鎮魂の日を定める条例」の施行に伴う石巻市立学校・幼稚園の休業日の取扱いについて
- 第16号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則
- 第17号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について
- 第18号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について

その他

午前10時00分開会

○委員長（阿部盛男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議における欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部盛男君） 会議録署名委員の指名を行います。

本日は今井委員にお願いいたします。

教育長報告

○委員長（阿部盛男君） 本日の案件ですが、一般事務報告が3件、それから報告事項が専決処分の報告について2件、審議事項が4件及びその他となっております。よろしくお願いたします。

それでは、一般事務報告に入ります。

まず、教育長のほうから。

○教育長（境 直彦君） それでは、一般事務報告を私から報告させていただきます。

各学校では5月に入りまして、学校行事も順調に行っております。小学校での運動会、中学校での宿泊的行事であります修学旅行、体験活動等、進めておるところでございます。

教職員の職員評価の校長面談は、来週28日で終了します。また、宮城県東部教育事務所の所長等学校訪問は、5月9日から始まりまして、6月5日で全小中学校59校を終了する予定でございます。

それでは、一般事務報告、それ以外3点について報告いたします。

1つ目は、委員の皆様にお渡ししております防災教育副読本が今年度版でき上がりましたので、お配りいたしました。昨年は分冊でございましたが、今年度から合本にしまして、小学校1年、4年、中学校1年と、3学年に配付して、3年間用いて防災教育の指導に当たっていくということでございます。

2つ目は、教職員の事故についてであります。

中学校の教員、第1学年の主任をしております教員が先月、4月17日に授業時間や清掃時に、生徒に対してたび重なる不適切な言動があり、精神的なダメージが大きかった生徒の保護者か

らの相談で、学校が対応しました。

翌18日に教育委員会に保護者から相談があり、教育委員会として学校側への事実の確認、生徒への対応、保護者の対応を求めています。

20日の第1学年保護者会では、教員が素直に認めなかったため、保護者会が紛糾しております。

その後の対応としまして、26日にPTAの拡大役員会、5月2日に臨時第1学年保護者会を開催し、校長並びに当該教員が謝罪するとともに、校長は教員の配置替えを行っております。また、生徒の状況は、その後も登校しており、先生方による経過観察を続けているところでございます。

以上の内容につきましては、学校からの事故報告書を東部教育事務所を通しまして宮城県教育委員会に報告しており、今後、当該教員に対する宮城県教育委員会からの指示後、市の教育委員会に報告する予定にしております。

ところが、5月9日になりまして、新聞各社に匿名の方から電話でこの事件の掲載依頼があり、学校と市教委に対する取材が一斉にありました。内容を答えておりますが、掲載については各社の判断であります。今のところ、報道はされておられません。一方、当該生徒の保護者からの申し出や相談はありません。

学校へは、今後の生徒の対応について万全を期すよう指示しているところであります。

3つ目は、15日に開催されました石巻市議会臨時会で、教育委員を任命するにつき同意を求めることについて、議案を上程しました。

内容は、今月25日で任期が満了する阿部盛男委員長の後任に阿部邦英さん、津嶋ユウ委員は再任として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めたものであります。その審議結果は承認となりました。

なお、お二人の委員には、来週27日、月曜日、午前11時10分から市長により辞令交付があり、同11時30分から教育委員会臨時会を開催する予定にしております。

以上、3点について報告いたしました。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対して、ご質問ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ちょっとお聞きします。

その小学校教諭の件についてですが、もう少し具体的に話していただけますか。

(「中学校」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) 中学校ですね。概略はそんな程度なんですか。

○教育長(境直彦君) 4月の17日前後に学年主任として新1年生に対応する、生徒に対応しているわけですがけれども、清掃時間とか自分の教科の授業、それから部活動体験とか1年生あります。それから、放課後の活動等で、さまざまな場面において不適切な言動があり、そういう言動をする教員がいていいのかというふうなのが保護者からの疑問でありました。話したことは、本人も間違いない、事実であるということで、校長及びその学年主任は、最初は、20日に行われた、最初から予定されているPTA総会後の学年の協議会では素直に認めなかったために、会が紛糾したと。その後のPTAの役員会とか、それからもう一度学年の保護者会を開いたときには、校長と一緒に教諭も謝罪をして、一応そこでは何の異論もなく閉会をしているということで、ご理解をいただいたというのが学校側であり、教育委員会でもそのように理解しているところです。

しかしながら、それ以降、次の週、連休明け、5月2日ですから連休前ですので、5月の連休明けの週末に報道各社からこの件に関しての問い合わせがあつて、それについては学校から上がってきた報告をもとに答えておりましたが、内容を伝えたところ、今のところは報道各社は掲載をしていないという状況でございます。

○委員(今井多貴子君) 個人的な攻撃ですか。それとも……

○教育長(境直彦君) 1人だけじゃないです。複数、該当者はたくさんいるという。

○委員長(阿部盛男君) そうですか。複数ということは、余りにもそういう掃除あるいはクラブの活動等、授業等で目立ったことが多かったんでしょうかね、子供たちに。

○教育長(境直彦君) いや、そちら側でなくて、あくまでも教員側の不適切な言動ということ。

○委員長(阿部盛男君) そうすると、子供たちは通常の授業態度なり、部活の活動をやっていただけなんですね。

○教育長(境直彦君) はい。

○委員長(阿部盛男君) そうすると、その当該教諭に根本的な問題があったということでしょうか。過剰な反応をしたんでしょうか。

○教育長(境直彦君) そうです。そういうことになります。

○委員長(阿部盛男君) 何歳ぐらいで、教科は何。

○教育長(境直彦君) 学年主任ですので、50歳ぐらいになります。

- 委員長（阿部盛男君） 何の教科でしょうか。
- 教育長（境 直彦君） 保健体育科です。
- 委員（今井多貴子君） これまでもほかの学校でそういうことは起こしては……
- 教育長（境 直彦君） 一切ありません。
- 委員（今井多貴子君） なかったということで、今回初めて。
- 教育長（境 直彦君） はい。
- 委員長（阿部盛男君） 今回初めてだということところがちょっと異常じゃないですかね、突発的に怒ってきたんでしょうから。その教諭は当該校にどのぐらい在勤しているんでしょうか。初めて来たんでしょうか。
- 教育長（境 直彦君） 4月に転任したばかりです。
- 委員長（阿部盛男君） したばかりで。前任校ではどうだったんですか。
- 教育長（境 直彦君） 前任校では、そういうのはありませんでした。
- 委員長（阿部盛男君） ない。
- 教育長（境 直彦君） はい。
- 委員長（阿部盛男君） そうすると、生徒自身に対する感情的なもの以外に、着任した当該校に対して、あるいは校長に対してとか、何かうまくない感じを持っていて、そういうことを子供に向けたのともまた違うんでしょう。そのところはまだわからないわけですね。ちょっと異常に感じられますね、着任して。通常、学年主任という立場であれば、その学校規模はわかりませんが、2つなり3つなりの学年を押しえていくところだ。そうした指導的立場にある者がそういう言動をして、着任早々、今、5月末ですから、二月たっていないですね。そのときそういうふうな行動に出るとするのは、極めてこれは、教師としては異常であるなどという、素人で考えたってそうじゃないでしょうかね。
- 教育長（境 直彦君） なぜそのような言い方をしたのかというのは、本人も話してしまったことを反省はしているわけですがけれども、ほとんどの場合が中学校1年生で、入学してさまざまな行動に戸惑うことに対して、どうあるべきか、どう動くべきかということの部分で発した言動であるというふうに理解していると。それがたまたま不適切であるということは間違いないわけですし、それによって子供たちが精神的なダメージを受けたことも事実ですので、それは、そういう言動をしたことに対しては、子供たちにも謝罪をし、保護者にも謝罪をしていて、その後はご理解をいただいたというのは学校側の対応としてあります。

当該教諭を学校で組織替えも、校務分掌も変えていますので、学年主任を外す、交代をする

ということの対応はとっていますし、生徒はその後休むこともなく、該当する生徒は学校に来ていますので、その後は学校で対応しているということでございます。

○委員長（阿部盛男君） 不適切な言動があったというのは、1年生に対してですよ、今お聞きすると。

○教育長（境 直彦君） そうです。

○委員長（阿部盛男君） そうすると、問題があるのは、2年、3年ならばいざ知らずです。いざ知らずというのは、1年なり2年経験しているから、上学年というか、2年生以上はさほど、何、先生そんなこと言ったってぐらいだろうけれども、問題は1年生ですね。上がってきたばかりで、中学校という新たな教育環境にまだ不慣れなところで、しかも、不安があった不慣れだということ。同時に、希望もあったはずで、中学生になったんだと。そうしたところに、そういうふうな言動で当たられたら、子供の中学校に対するイメージ、もっと具体的に言うならば、学習意欲、そして保護者の立場に立って考えるならば、教師不信、学校不信、教育不信につながる行為であったなと思います。いずれにしても、この教諭、異常だという判断以外つかないような気がしてなりません、私個人的には。もう少し深く教育界というか、市民に与える影響も極めて大きいから、どうなんでしょうかね。当該教諭、面接とかは教育委員会としてはしているのでしょうか。これからですか。

○教育長（境 直彦君） 教育委員会としては、面接はしておりません。

○委員長（阿部盛男君） そうすると、学校長を通じて……

○教育長（境 直彦君） 事故報告書は県教委に提出していますので、県教委側でこの不適切な言動に対しての考え方は、市の教育委員会のほうには何らかの指示があるものと思っております。

○委員長（阿部盛男君） そうですね。多分、今お話ちょっとあったように、校務分掌の変更等なんていうと、1カ月そこそこで変更という大きなことであります。これまた学校にとって異常なことだろうと思うんですが、反面、当該教諭、何かの感情のあれで、そういう言動をとって、心から反省しているのであればいいんだけど、学年主任というその立場、地位から外れてしまったことに対しても、また何かしらの感情が持ち合わせないのかなんて、いろいろ考えますけれども、そうですね。学期初め早々そういうことがあったということでもあります。

○教育長（境 直彦君） 5月からは学年主任も交代していますし、子供たちは学校生活も順調に送っているということを考えれば、現状、あとは子供たちの変化等に対して、学校側で万全の対策をとることが1つと。委員長が心配なさっているその教員は、5月の連休明けから3

カ月の病気休暇をとっております。

○委員長（阿部盛男君） とっているんですか。

○委員（今井多貴子君） よろしいですか。

○委員長（阿部盛男君） はい、どうぞ。

○委員（今井多貴子君） 病気休暇ということなんですが、その方の心のメンテナンスみたいな、カウンセリングですね。そういうシステムは、県教委なり市教委なりではとるといいますか…

○教育長（境 直彦君） 病気休暇をとった段階ですから、専門のという形になると思います。

○委員（今井多貴子君） カウンセリングを受けるというか、そういう機会はないわけですか。その教諭自体に何らかの変化があって、今回初めてこういうことを起こしたわけですから、心の問題があるかなしやと、これから現場にまた復帰なさるわけですね。

○教育長（境 直彦君） それは県教委でシステムありますので、ただ、それは病気休暇から病気休職に入って復帰する場合であって、病気休暇からの復帰に関しては、主治医が判断するというものであります。

○委員（今井多貴子君） わかりました。

○委員長（阿部盛男君） 関連してよろしいでしょうか。

○委員（津嶋ユウ君） もとに戻っての質問みたいな感じになるんですが、生徒への不適切な言動の複数の生徒ということでしたけれども、その複数、ある程度特定の複数なのか、もう全くの不特定で、あの子にもこの子にもとこう、その生徒たちにも、あちこちの場面でいろいろな子供たちへの言動だったのかというのが1点と、言動の「言」と「動」のどちらが主だったのか。言葉のほうなんですか。いわゆる「動」のほうなんですか。

○教育長（境 直彦君） 1つは、2クラスの学年ですので、対象生徒は片方のクラス、一方のクラスです。そのクラスの担任が、例えば出張等で学年主任がかわりに学級に行かなくちゃいけない状況下において、さまざまな対応の場面で、全て言葉によるものです。

報道も、体罰があったのかとか、それから子供が学校を休んでいるのかというふうなところの問い合わせがあれば、そういうことはないということで答えております。

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

そのほか関連してございませんか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

市立高等学校統合事業の実施状況について

○委員長（阿部盛男君） 次に、市立高等学校統合事業の実施状況について、これは市立高等学校統合準備室長及び学校管理課長。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） それでは、市立高等学校統合事業の実施状況について、私から説明を申し上げます。

資料2の1ページをごらんください。

初めに、ソフト事業についてご説明いたします。

平成24年度の事業におきましては、校名案の募集及び選定、教育課程の審議、関係団体への説明、卒業アルバム業者の選定等を実施しております。

校名については、ご存じとは思いますが、公募して提案された503件、253種類の案の中から校名選定委員会を設置し、最終案4案に絞り込みを行い、最終的には当教育委員会において、石巻市立桜坂高等学校に決定されております。

教育課程につきましては、統合準備委員会幹事会で審議を重ねてきておりますが、今後は魅力ある学校づくりプロジェクト委員会において、調査研究した結果を取りまとめ、教育課程に反映していきたいと考えております。

関係団体への説明等につきましては、統合する両校のPTA会長、同窓会長、後援会長に対して、高等学校統合事業基本計画を説明しているほか、両校の教頭、同窓会長と教育委員会統合準備室とで同窓会の現状と今後の運営について協議を行っております。

統合準備委員会関係の各種会議につきましては、それぞれ別紙資料のとおり、協議のために開催しているところでございます。

次に、2ページになりますが、平成25年度の事業についてご説明申し上げます。

まず、魅力ある学校づくりプロジェクト事業につきましては、桜坂高等学校の教育の特徴について、学校の教職員を主要メンバーとする魅力ある学校づくりプロジェクト委員会を設置して、その具体的内容について先進地視察や講師を招いての調査研究、専門的なアドバイザーの活用などにより取りまとめを行い、効果的な学校のPR事業や特色ある教育課程等に反映していきたいと考えております。

次に、校章・制服・校歌の選定事業についてでございますが、校章につきましては、公募による応募作品の中から、学校の教職員及び教育委員会事務局職員による選定委員会を組織し、本年10月までに決定する予定であります。

制服につきましては、学校の教職員、これも教育委員会事務局職員による選定委員会を組織して、デザインコンペ方式により年内中に決定する予定でございます。

校歌につきましては、市立高等学校統合準備委員会において、作詞・作曲候補者の検討を行い、最終的に本年8月までに作成依頼者を決定する予定でございます。

3ページのほうには、これらを含めた事業の今お話した日程の細かいところを示しておりますので、参考にいただければと思います。

以上、ソフト事業については以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） 次、学校管理課長。

○学校管理課長（狩野之義君） 続きまして、ハード事業につきまして、学校管理課からご説明させていただきます。

同じ2ページ目ですが、1の平成24年度の統合整備事業の実績ですが、設備関係につきましては、①の地質調査業務、それから②の設計業務、基本設計・実施設計が平成24年度の事業として終了しております。

それから、③の仮設校舎の整備につきましては、平成24年度で発注しまして、繰り越し事業として行っておりますので、実際の整備は平成25年度になっております。

それから、2の平成25年度の事業計画でございますが、施設整備につきましては、①の浄化槽の設置工事、これについては既に発注済みでございます。

それから、②の校舎の耐震補強・大規模改修、増築、それから体育館のほうの解体・新築工事、これを予定してございますが、詳細は後ほどご説明申し上げます。

それから、財源につきましては、ここに復興交付金のほうの記載がございますが、統合高校ということもありまして、それを被災を受けました市女商分につきましては、災害復旧費が手当されることになっておりますので、災害復旧費と、それから市女高分につきましては、復興交付金を使いながら、その復興交付金と災害復旧費を両方使いながら、今回の整備をしていくというふうなことで進めてございます。

続きまして、本日配付をさせていただきました、お手元の図面のほう、A3版になりますが、図面をごらんいただきたいと思います。

表紙のほうは、これイメージといいますか、鳥瞰図になりますので、こういった形になりそうだということで、ごらんいただければと思います。

鳥瞰図を開いていただきまして、次のページに工程表をお示してございます。

これらの工程表以下につきましては、一応この統合整備事業につきましては、昨年12月、

第12回の定例会のほうで、基本設計が終わった段階で一度ご説明をさせていただきましたが、今回は実施設計が終わりましてということで、詳細な説明をさせていただくということで、お示しをさせていただきました。

工程につきましては、左側のほうにちょっと工種が書いてありまして、大まかに分けますと、現校舎の改修、それから耐震補強工事、そして増築工事が1つ。その下には、体育館のほう、屋体の増改築工事、それから一番下が仮設校舎の整備工事というふうに並んでおります。

まず、現校舎の改修、それから増築等の工事でございますが、平成25年度の欄を見ていただきまして、工事の発注・入札の予定でございますけれども、5月31日に入札予定でございます。5月31日の入札で落札をしていただきますれば、6月の市議会定例会のほうに契約案件を提案させていただきますまして、承認いただいた後、7月から工事に入る予定でございます。

体育館のほうにつきましても同様でございますまして、5月31日入札、そして7月からの、できれば工事着手に入りたいということです。まずもって、一番最初に始めるのが体育館、現体育館の解体を進めまして、解体が終了後、現校舎のほうの大規模改修あるいは増改築を行っていくような予定でございます。

校舎のほうの改修工事、増築等の新築工事については、一応予定では平成26年の11月あるいは12月ぐらいまでで完了させたい、年明けから一応使えるような状態にはさせたいというふうに考えております。

体育館のほうについては、解体工事が入るものですから、どうしても三、四カ月解体にかかるということで、その後、新築工事を行いまして、平成27年の2月ぐらいまでに一応完了させたいということで、できれば卒業式を新しい体育館のほうで迎えられるようにしていきたいなというふうには考えてございます。

それから、この下のほうですが、真ん中に門小の屋内運動場あるいはグラウンド整備というふうに書いてございますが、これにつきましては、市女高のほうのグラウンドがそれぞれ両校の仮設校舎が建つためにグラウンドが使えない、あるいは、体育館も解体するために使えなくなるということで、授業あるいは部活動を行う代替体育施設として、門小のほうのグラウンドと体育館を暫定的に整備をさせていただいて、平成25年・26年度の2カ年一応使わせていただくということで、今、整備を進めさせていただいております。その整備が一応6月末ぐらいで終わる予定でございます。

それから、仮設校舎のほうでございますけれども、既に発注済みでして、今、仮囲い等を行っております。それで、8月20日過ぎぐらいまでに何とか整備を終わらせて、2学期から仮設

校舎のほうで授業はできるようにということで、既に市女商は仮設校舎なんですけど、この仮設校舎は市女高のほうの仮設校舎のほうの整備になります。

それから、一番最後が右側のほうに外構工事というのがありますが、外構工事については、平成26年になってからの発注になりますけど、校舎、体育館の整備が終わってから、大体工事に入るというふうな予定になりますので、これについては一部平成27年度にかかる部分です。

次のページ開いていただきまして、図面がございますが、平面図になりますけど、今回は正門のほうから東側のほうからになりますので、図面でいうと右側のほう、東側のほうから入ってくるような形になります。体育館のほうも現在は南北方向なんですけど、今回は東西方向に整備をするということと、体育館の上のほうには増築棟、斜線部分なんですけど、増築棟が整備されると。体育館と増築棟の間に入ってくるというふうな、来客者の方はその間に入ってきてまして、それで現校舎の下側といいますか、南側のほうが今回正面玄関になりますので、一部ちょっと現校舎のほうに少し斜線で出ている部分が正面玄関になります。こちらのほうから来客者あるいは生徒が入りをするというふうなことになると思います。生徒のほうは、今までどおり西側のほうから入ってくることもできますし、それから東側のほうから入ってくることもできるというふうなことになると思います。

それから、校庭のほうに仮設校舎のラインが2つ並んでございますけれども、右側のほうが現在建っている市女商のほうの仮設校舎、それからグラウンドの中央部、左側にあるのが今回整備をする市女高の仮設校舎で、3階建てになる予定です。当初、2階建ても考えたんですけど、どうしても校地を全て潰さなくちゃいけないというのもあるので、できるだけ校地を残したいというのもあって、3階建ての整備予定になっております。

それから、桜会館の前、左側の上になりますけど、桜会館の前は今後駐輪場として整備をするというふうな予定になっています。

次のページにいまして、それぞれ階層ごとの平面図です。これは1階の部分の配置図、平面図という形で、図面としては、上側がそれぞれ同じ1階なんですけれども、丸数字で記号が入ってございますけど、ちょっと左の上にはW-1というふうにして書いてまして、W-1の1、2とありますが、こちらのほうが1階の西側になります。Wのずっと右にいまして、15という欄がありますが、W-15、これがちょうど真ん中になります。この1枚に長細く表示ができなかったんで、それを切りまして、下のほうの図面のW-15、これがこうくっつくようになっていまして、私の説明が悪いのかわかりませんが……

(「次にありました」との声あり)

○学校管理課長（狩野之義君） もう1枚めくっていただいて、右下の図面番号で1 A-24と右下に書いてあるものです。そちらをごらんいただきまして、この左側のほうが、左の上になりますが、これが西側になります。W-1というふうな表示がございます。上の図面の右側のほうがちょうど正面玄関になりまして、これが真ん中の部分になります。この下側の図面がそれぞれこちらのほうにプラスされて、長細くなる形になります。それで、下側の図面の一番右側のE-12というのが一番東側の端になります。そういう形でちょっとそれぞれ見ていただきまして……

○委員長（阿部盛男君） ウエスト、イーストの略で書いているんですね、東と西で、WとEをとって。

○学校管理課長（狩野之義君） そうです。そういった形で見えていただきまして、1階の西側の端が書道室になります。それから、その隣が保健室あるいは教育相談室と配置しておりまして、あと、会議室。それから、1階の真ん中のほうが正面玄関になります。

下の図面につきまして、正面玄関の隣が事務室、そして校長室、それから1階のほうの校長室の隣って、生物室あるいは化学室で、こういった特別教室が配置されてございます。

もう1ページめくっていただきまして、今度は2階部分になります。

2階部分の西側ですが、西側のほうにはそれぞれの更衣室等がございますけれども、もうちょっと右に寄っていただきまして、情報処理室あるいは2階に職員室が配置になります。それから、職員室の前にはコモンホールが配置されていまして、憩いの場として使うというふうな形で計画してございます。それから、2階の中央部分には進路室を配置してございまして、下の図面にいきまして、あと、西側のほうにかけては、1年生の普通教室を配置しているというふうなことです。

次のページ、もう1枚めくっていただきまして、3階部分になります。

3階部分については、西側のほうに更衣室がありまして、それから2年生の普通教室が配置されてございます。教室前にコモンホールがあります。

下の図面にいきまして、真ん中から東側のほうにかけては、今度3年生の教室、2年生が一部入りますけれども、3年生の教室が配置されているというふうなことです。

もう一度、次のページにめくっていただきまして、今度4階です。

現校舎の4階部分の上の図面になりますが、西側のほうには音楽室、それから視聴覚室、その向かいには生徒会室とか部室を配置していると……

（「抜けている、ない」との声あり）

○学校管理課長（狩野之義君） 大変申しわけございません。4階部分がちょっと抜け落ちてしまいました。後ほどとお渡しをさせていただきたいと思いますが、4階部分には音楽室とか視聴覚室を配置してございます。大変申しわけございません。

それから、今ごらんいただいているのが右下でいきますと、図面番号が1A-29というページになると思いますが、これにつきましては、校舎の立面図になります。

立面図をめくっていただきますと、次に図面番号、右下で2A-7というふうな図面番号があるんですが、これにつきましては、増築棟のほうの図面になりまして、増築棟なんです、左側のほうが1階になります。増築棟の1階には、調理室、家庭科室と、それから廊下を挟んで美術室を配置しております。

右側のほうには、増築棟の2階部分になりますが、2階部分の左側には地学室、それから右側のほうにはパソコン室を配置してございます。

次のページになりますが、増築棟の3階部分については大講義室ということで、1つの部屋を大空間で配置してございます。それぞれ現校舎のほうから、廊下を経て、増築棟に入って来られるというふうになっております。

もう1ページめくっていただきまして、右下で2A-9という図面番号になりますが、これにつきましては増築棟の立面図になりまして、増築棟から、右下の図面をちょっと見ていただきますと、渡り廊下が入ってございまして、増築棟から体育館のほうに入るというふうな形になってございます。

もう1ページめくっていただきまして、図面番号、右下が3A-8番というのが入ってございますが、これについては建てかえする体育館のほうの平面図になってございまして、これにつきましては、体育館の1階部分になりますが、1階部分については駐車スペースを確保するために、駐車場を真ん中に配置してございまして、およそ20台ぐらい駐車可能となっております。

駐車場の左側、いわゆる西側のほうには、1階にはそれぞれの部室だったりとか、トレーニング室、それから倉庫を配置してございます。

それから、図面の下側になりますけれども、いわゆる右側のほうには弓道場をこちらのほうに配置しておりまして、体育館の1階で弓道ができるような形で配置してございます。

次のページにまいりまして、図面番号で3A-9というふうな図面です。これは、体育館の2階部分になりまして、体育館の2階部分がアリーナになります。図面の上の真ん中に渡り廊下というふうにとちょっと書いてありますけれども、これは先ほど説明しました増築棟の2階か

ら、こちらの渡り廊下で体育館のアリーナのほうに入るといふようになっております。体育館の東側にはステージ、西側のほうには器具庫、それから教官室を配置しているといふようなことです。

次のページにまいりまして、図面番号の3A-10、これは体育館の3階部分になります。3階部分については吹き抜けになりますので、東側のほうに、両端に倉庫、それから西側のほうには一応ギャラリー的な練習場ということで、スペースを確保してございます。

それから、最後のページ、3A-13になりますが、これは体育館のほうの立面図といふようなこととございます。こういった体育館の一応仕上がりの状況を予定してございます。

現校舎の4階部分がちょっと欠落して申しわけなかったのですが、後ほどこちらでコピーをとってお渡しをさせていただきます。

学校等につきましては以上のおりでございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいま統合校舎の建設関係、ソフト面、ハード面、両面からご説明、その進捗状況等についていただきました。ご質問等ございましたらどうぞ。

○委員（今井多貴子君） 西に比べて、東のほうの廊下がやや狭いですよね。これは、やっぱり教室の大きさと廊下が狭くなっているのかな。

○委員長（阿部盛男君） どうでしょうか、学校管理課長。

○学校管理課長（狩野之義君） 基本的に現校舎のほうは、今の校舎を改修して使うということになっていまして、ですから、廊下あるいは壁については、今の状況のものを使いながら、改修しながらということで、なおかつ、壁を取ったりとかということも検討した部分もあるんですが、どうしても強度、耐力的にとれないというのもありまして、現校舎の部分を改修しながら使うことになります。

○委員（今井多貴子君） ということは、現校舎と同じ廊下の幅ということになるんですね。

あと、カフェテラスみたいな生徒たちが集うような空間、これから一緒になりますよね。そうしたら、なおかつ、交流を図ったりするそういう空間というのは、この図面上ではないんですけども、今、各高校にはカフェテラス的な空間を設けている学校が多くなっていると思うんですが、それはどこかに入りますか。

○学校管理課長（狩野之義君） カフェテラスというふうなイメージがなかなかちょっとつかないのですが、それぞれ教室の前あるいは職員室の前にコモンホールというふうなオープンスペースを設けておまして、例えば先ほどの図面番号でいきますと、1A-25、2階部分になりますが、職員室の前に1年生の自由に使えるスペースということで、コモンホールというよ

うなスペースを配置、あるいは同様に、3階部分には2、3年生が使えるような教室前にコモンホールというふうな空間を一応設定してございます。

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） そのほかございませんでしょうか。

ございませんか、関連で。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） 一般事務報告資料2のほうですが、その統合準備スケジュールが載っています。3ページでしょうか。平成25年度に統合高校案内チラシ作成、中学校訪問と書いてあります、10月、11月。このところ、各高等学校、ほとんどが今、カラーで学校案内と称するもの、名称はいろいろですけれども、そういうものあって、生徒募集等に使っているわけですが、新しい新設校においても、その計画でここに載っていると思います。そこにチラシ作成というふうなことも載っておりますが、ここ平成25年度だけじゃなくて、平成26年度においてもいろいろな学校は今というところの発信を関係中学校へしていただきたいものだなというふうに思っています。つまり、今、市女高なり女子商に通っている、各中学校に新設校の魅力というか、魅力ある学校、今こう着々進んでいるよという学校からの学校案内、チラシ、その他マスコミなども通じて、地域の中学校にPRに努めていただきたいなというふうに思っております。中高連会なんかありますけれども、あれは大体年1回でしょうか、入試控えての。あれだけでは、あそこは中学校の先生方、高等学校もともに入試に忙殺されますので、学校案内見ている余裕なんてないので、別な機会捉えて、足を運んでいただくのが一番いいかな、ご苦労さんですけれども、そんなことを思っておりますので、よろしく願いをいたします。中学校訪問、できたら平成25年度、平成26年度も継続してやっていただきたいものだなというふうに思っております。

その他、この件についてよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

平成25年度教育費に係る補正予算の要求について

○委員長（阿部盛男君） 平成25年度教育費に係る補正予算の要求について、これは事務局次長兼教育総務課長からお願いいたします。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） それでは、私から補正予算についてご報告申し上げます。

表紙番号2の一般事務報告資料をごらん願います。

本報告につきましては、大震災への対応等のために緊急的に必要となる費用について、現在事務局で編成作業を行っております教育費関連の予算要求案を報告するものでございます。

予算要求の詳細につきましては、配付した資料のとおりであります。その主な内容についてご説明をさせていただきます。

5ページでございます。

まず、災害対応のうち、学校関連のものとしたしましては、次の6ページ下段から7ページの中段ぐらいまでにありますように、雄勝地区の小・中学校統合移転新築事業に伴います設計、各種調査、用地の購入、立木の補償、それから湊小学校災害復旧工事費の追加、それから大川小学校仮設校舎の設置、寄磯小学校のり面補強工事に要する経費を要求したところでございます。

また、本年度中に実施する災害復旧、それから耐震補強、校舎の改修工事等に伴い、仮設校舎等へ備品を移動し、または廃棄処分する必要がある鮎川、それから湊、渡波、大川の4つの小学校及び湊中学校、そして、現在統合に向け整備を進めております市立高等学校について、その備品移動経費と廃棄処分に係る経費を要求したところでございます。

次に、学校関連以外のものとしたしましては、7ページのほうの下段にございますけれども、総合運動公園内市民球場の復旧に要する経費を要求しております。

次に、災害対応以外のものとしたしましては、左側6ページの上のほうにございますように、実践的防災教育総合支援事業、それから原子力・エネルギーに関する教育支援事業、幼・保・小連携推進事業、それから問題を抱える子ども等の自立支援事業、学力向上研究指定校事業については、宮城県の事業採択に基づきまして、今回要求するものでございます。

その下にあります施設の老朽化に伴います鮎川小学校の受水槽や、釜小学校のネットフェンスの修繕に要する経費を、それから7ページのほうの上のほうにございます蛇田中学校校庭の表土飛散防止等に要する経費を要求したところでございます。

以上が大体おおむねの歳出の予算内容でございます。

5ページにお戻り願いまして、歳入につきましては、いずれもただいまご説明申し上げました財源としての国・県の補助金等を要求したものでございます。

以上が今回の予算の要求の概要となりますけれども、要求額につきましては、あくまでも現

時点の内容でございまして、今後の予算編成作業の課程で変更となる可能性がありますことをご了承を願いたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対しまして、ご質問ございましたら。

学校管理課長。

○学校管理課長（狩野之義君） ただいま事務局次長兼教育総務課長から説明を申し上げました補正の内容のうち、大川小学校の仮設校舎の整備につきまして、私から説明をさせていただきますと思います。

大川小学校の仮設校舎の整備につきましては、昨年の10月の時点で、大川小学校の臨時保護者会においていろいろな検討がなされ、この仮設校舎の整備だけではございませんが、保護者会において、仮設校舎を二俣小学校のほうに整備をして、その中で学校教育環境の整備をやってほしいというような話でございまして、それを受けまして、昨年の11月から二俣小学校の保護者のほうに対する説明会、お願いをしてきたところでございます。最終的には、ことしの4月、第3回目の説明会において、保護者の方々からご了承いただきましたので、今回、仮設校舎の整備費を補正予算措置をさせていただいたというふうなことです。

お手元に図面も何もなくて申しわけないんですが、整備の場所につきましては、二俣小学校の県道沿いのほうに、もとは二俣小学校の体育館が建っていた部分でございまして、それを新しく移転整備しましたので、現在は空き地になっていて、来客者の駐車場となっている部分でございまして。そちらのほうのスペースに仮設校舎を建てさせていただくということで、基本的には、仮設校舎の内容は普通教室、それから図書室、パソコン教室等でございます。そのほか家庭科室と理科室は二俣小学校との共用、あるいは体育館についても共用で使わせていただくということで、その整備によりまして、仮設校舎で大川小学校の子がずっと勉強できるということもありまして、大川小学校というふうな、現在も飯野川第一小学校ではかなりよくしていただいているということは、校長先生からもお話を聞いていますけれども、大川小学校というふうな誇りを持ちながら勉強ができるというふうなことで校長先生から聞いてございますので、整備につきましては、6月補正予算のほうでご承認をいただきましたら、7月以降整備を開始しまして、一応11月末あるいは12月の初めぐらいで整備が完了する予定でございまして、冬休みのほうに引っ越しをして、3学期から使用開始ができればなというふうなことで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） 大川小学校、現在、今、説明あったとおり、飯野川一小的間借り教室で授業を展開しておるところでありますけれども、そういうふうな経緯がありまして、二俣小学校に仮設プレハブを建設して、そこへ移るといふところでもあります。仄聞ちょっとしていたところでないかと思いますが、委員の皆様。そういう経緯がありまして、二俣小学校の校舎。こうやって教育環境が一層整うわけですね、間借りよりは。

その1点ちょっとお聞きしますが、保護者会から話が出てきたと。ここでなくて、別なところで、よりよい教育環境でということだろうと思うんですが、どこそこへの統合という話はそのときは出なかったですか、保護者の方々から、別段。言える範囲で結構です。

○学校管理課長（狩野之義君） その際にお聞きした話では、臨時保護者会では、当然全員の方がその仮設校舎ということではなくて、その際には、仮設校舎の整備とあわせて、新たな移転新築の学校の整備についても話し合われたようでございまして、大勢の方は移転新築を望んでいるというふうなお話をお聞きしましたが、そのうち、少数ではあります、何名かの方は児童数等を考え合わせれば、統合という選択肢もあるのではないかというふうなご意見があったということはお聞きしてございます。

○委員長（阿部盛男君） 現在大川小学校は、学校教育課長、二十数名でしょうか、在籍児童数は。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） 24名です。

○委員長（阿部盛男君） 24名ということですね。そういうところです。

関連してございましたらどうぞ。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、以上で一般事務報告の部終わります、次、報告事項に入ります。

報告第7号 専決処分の報告について

○委員長（阿部盛男君） 報告第7号 専決処分の報告についての専決第8号 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例について報告を受けたいと思います。

これは事務局次長兼教育総務課長からお願いいたします。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） それでは、専決第8号 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

1ページをごらん願います。

本報告につきましては、平成25年市議会第2回臨時会に提案するため、市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がございませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、5月10日付で異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告をするものでございます。

なお、本条例案については、市議会第2回臨時会において原案どおり可決しております。

市長、副市長、それから教育長の給料の削減につきましては、一昨年(平成24年)の4月から12月まで一律3%、それから昨年(平成25年)の1月から本年3月までは、市長が20%、副市長が15%、そして教育長を10%に削減率を引き上げて実施してきたところでございます。

現在、本市におきましては、東日本大震災で被災しました住民生活の各種支援策を初め、学校や漁港、それから道路などの社会インフラの早期復興に向け、全力で取り組んでいるところでありますが、その復興事業へのシフトによる従来事業の中止や廃止、それから事業費等の削減など、市民サービスの一部の低下が避けられない状況にございますことから、市長の2期目の就任に当たりまして、市民とともに負担を分かち姿勢、決意を示すために、引き続き、市長、副市長、教育長の給料を削減するものでございます。

それでは、条文についてでございます。

4ページをごらん願います。

第1条は、本年6月1日から平成26年の3月31日までの間、市長の給料を20%、副市長を15%削減するものでございます。

第2条では、教育長の給料月額について、同様の期間10%削減しようとするものでございます。

次に、附則でございます。

附則第1項は、条例の施行期日を本年の6月1日とするものでございます。

第2項は、市長、副市長、教育長の給料削減については、私ども一般職員の給料削減期間にあわせまして、来年の3月31日で失効することとしたものでございます。

以上で終わります。

○委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対して、ご質疑ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) それでは、次にまいります。

報告第7号 専決処分の報告についての専決第9号 平成25年度石巻市一般会計補正予算

(第2号) (教育委員会の事務に係る部分) について報告を受けたいと思います。

引き続き、事務局次長兼教育総務課長、お願いいたします。

○事務局次長兼教育総務課長(小畑孝志君) それでは、専決第9号 平成25年度石巻市一般会計補正予算についてご報告申し上げます。

本報告につきましても、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定によって、5月10日付で異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

本予算案につきましては、市議会第2回臨時会において原案どおり、これも可決しております。

それでは、別冊1の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正前の額に2億9,325万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億3,449万7,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、10ページをごらん願います。

2目事務局費の教育総務職員人件費で74万3,000円を減額しておりますが、これは、ただいま給与の特例に関する条例でご説明を申し上げました教育長の給料の減額分を計上したものでございます。

次に、12ページ、4目東日本大震災関係費の石巻小学校屋内運動場改築事業費に2億9,400万円を計上しておりますが、これは平成25年度の当初予算において、平成25年度から平成26年度の2カ年事業として予算化していた事業を今回財源的に補助率の高い平成24年度の国の繰越明許費補正予算として補助採択されましたことから、平成25年度の単年度事業として、早期の完成を目指すためにここに計上したものでございます。

本事業の前倒しに伴いまして、14ページでは、当初設定しておりました継続費の廃止を計上しているところでございます。

次に、歳入についてでございます。

4ページでございます。

2目教育費国庫負担金に2,500万3,000円を、それから6ページ、7目の教育費国庫補助金に2,917万3,000円を、それから8ページ、6目教育債に2億2,780万円を計上しておりましたが、これはいずれも石巻小学校の屋内運動場改築事業に対する財源として措置したものでございます。

以上でございます。

○委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対して、ご質疑ございましたら。

ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長（阿部盛男君） それでは、以上で報告事項を終わりにして、次、審議事項に入ります。

第15号議案 「みやぎ鎮魂の日を定める条例」の施行に伴う石巻市立学校・幼稚園の休業日の取扱いについて

○委員長（阿部盛男君） 第15号議案 「みやぎ鎮魂の日を定める条例」の施行に伴う石巻市立学校・幼稚園の休業日の取扱いについてを議題といたします。

学校教育課長からお願いします。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） それでは、私から第15号議案「みやぎ鎮魂の日を定める条例」の施行に伴う石巻市立学校・幼稚園の休業日の取り扱いについてご説明申し上げます。

資料1の6ページをごらんください。

みやぎ鎮魂の日を定める条例が本年4月1日に施行され、3月11日がみやぎ鎮魂の日と定められました。その趣旨は、東日本大震災の犠牲者に対する追悼の意をあらわし、記憶を風化させることなく後世へ伝え、及び東日本大震災からの復興を誓う日ということにあります。

これを踏まえ、県立学校においては生徒が慰霊関係行事へ参加しやすくするために、同日を県立学校の管理に関する規則第5条第1項第8号に基づく教育委員会の定める日として、休業日とされております。石巻市立学校及び幼稚園においても、本条例の趣旨を踏まえ、各児童・生徒及び園児が慰霊関係行事へ参加しやすくするために、県立学校に準じて、みやぎ鎮魂の日の3月11日を休業日とするものです。

具体的な内容といたしましては、みやぎ鎮魂の日の3月11日を石巻市立学校の管理に関する規則第3条第1項第7号及び石巻市立幼稚園園則第5条第1項第7号に基づく教育委員会の定める日として休業日として、各市立小・中・高等学校及び幼稚園に通知するものです。

本休業日は、児童・生徒及び園児が慰霊関係行事へ参加しやすくするものでありますので、事前にみやぎ鎮魂の日の趣旨を説明するなど、児童・生徒及び園児が同日を有意義に生活できるよう配慮願う旨、通知に盛り込むこととしております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、ご質疑ございましたら。

(「他市の状況」との声あり)

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長(山田元郎君) 他市の状況ということですが、東松島市教育委員会は休業日とすることを決定しております。女川町教育委員会においては方向性を検討中というところで、今、話を聞いているところでございます。近隣の市町村については以上でございます。

あと、三陸関係のほうですが、気仙沼市教育委員会のほうでも休業日とする方向で考えているというところですが、方向性はまだ、最終のところは検討中という言い方になっております。南三陸等についても、その方向で考えているが、まだ最終的なところについては、こちらのほうではまだ情報は入っていません。ただ、新聞等では、その方向ではないかという報道はされていたかと思えます。

(「仙台市は」との声あり)

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長(山田元郎君) 政令指定都市の仙台市のほうについては、しない方向ではないかというところで聞いている状況です。

○委員長(阿部盛男君) 仙台市あるいは隣接市町の状況のお話していただきましたが、ご意見ございましたらどうぞ。

○委員(津嶋ユウ君) 意見というよりも、例えば石巻市とか東松島市は、いち早く県に合わせて休業日とするということを決めようとしたわけですが、しないという方向とか、ためらっているというか、その何か理由はどういうところにあるかはわかりますでしょうか。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長(山田元郎君) これは、女川町あたりの意見ということになりますが、実際平日休みにされると、まだ女川町の状況ではちょっと困るという仮設なんかもあって、そういうところの部分でちょっとそういう根強い意見もあるというところの話聞いております。

○委員長(阿部盛男君) よろしいでしょうか。

○委員(津嶋ユウ君) ちょっと関連して。ただ休みにするだけでなく、この日は鎮魂の日として、例えば石巻市の場合なんか市としての行事とかを持つんですよね。それとか、あと、追悼式のような、そして学校休みにさせた以上は、子供たちの参加とかを促すということなのですよ。ただ休みにさせるというだけになってしまうと、確かにためらいますよね。その辺のところの方向性はいかが考えているのでしょうか。

○事務局長(佐藤和夫君) その方向性がきちんと定まっていないうちに、我々としても少しちょっとためらっているといえますか、こうだというふうな決定打がないというのも実情です。

○委員（津嶋ユウ君） 石巻市でもまだそういう方向性はっきり出ているわけではないの。

○事務局長（佐藤和夫君） それを機関決定していることはないんです。

○委員長（阿部盛男君） ということは、ここで、この日の県条例に伴った休日とするかどうかについて決めるわけですね。認知するわけですね。

○委員（津嶋ユウ君） 休日とする、もうそのつもりでこういう取扱いの条文をいかどうかということではないんですね。休業日としたほうがいいのかどうかということも、私たち話し合うわけですか。

○事務局長（佐藤和夫君） 市の決定に従う云々ではなくて、純粹に学校としてはどうなのかということをご審議いただきたいという。

○委員（津嶋ユウ君） そこにさかのぼっていいんですか。私は、もう条例が出ているということは、休業日とするから、この条文でいかがかということなのかと思ったんですが、そうではなく。

○事務局長（佐藤和夫君） その条例というのは……

○委員長（阿部盛男君） ここ、6ページにこういうふうに決めますよ、同意を得たいと、そこを審議してほしいという中身にしかとられないんです、これを見るとね。ただし、今いろいろ意見が出されて……

○事務局長（佐藤和夫君） 今ご意見あったのは、行事云々というようなことに関して特段定まっているわけじゃないということで、私がお話しました。

○委員（津嶋ユウ君） 市として何か決まっているわけでないし、じゃ、それに対して学校として参加させようとか、そういうこと方向性が出ているわけでもないわけですよ。

○事務局長（佐藤和夫君） 行事がその日にあるかどうかということに関しては定まっていないということで。

○委員（津嶋ユウ君） 今、委員長に補足してお話していただいたんですが、そんな中で、私たちのところで休業日とするかしないかということをごこの会議で話し合うのか、それとも、もう休業日とするということに決めますので、私たちはこの条文出てきた以上、その条文についてよしとするか、何かちょっと訂正したりするのかという話し合いになるのかというところを今知りたいんですよ。それでいいですね、委員長。

○委員長（阿部盛男君） そうなんです。ここのとり方なんです、この文面を見る限り、市教委としては委員会にかけたと、こういうことで休日といたしますよ、それでいいかどうかという意見を問う場であるとそういうふうに見たんです。しかし、これは、今、意見がいろいろ

出されました。具体的な追悼式典あるのかどうかというふうなことから出てきましたけれども、やっぱり問題があります。と、私は個人的にも思います。まず、皆さんのご意見をお聞きします、このことについて。

今、津嶋委員が質問された意味、ご理解いただけましたか。行事とは決まっていない。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） この目的の前段4行目までは、あくまでも県の条例でこの日は鎮魂の日の定める条例として定めました、で終わりです。県の教育委員会のほうで、県立学校の管理に関する規則第5条第1項第8号とかありますね。この第8号というのは、その他教育委員会が認めた日として休むこととしているんですね。休業日とすることにして定めた日ということで、我々も同様に、石巻市の教育委員会が定める日として休業日にするということとしてよろしいでしょうかというのが今回の提案。

○委員（津嶋ユウ君） 休業日とするというその目的の下の3行についてのいいかどうか、よろしいかどうかということの話し合いをしていいわけですね。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） そうです。

○委員（津嶋ユウ君） 県はもう定めたということで、ニュース、報道でも出ていますし、ただ、石巻市や東松島市もその方向で決めたみたいな報道も出ていますよね。ですから、もう決まっていて、なのかとも思ったりしたんですよ。

○事務局長（佐藤和夫君） その日に石巻市が慰霊祭とか何とかを必ず今後も継続的にやっていくかどうかということの具体的内容は、石巻市としては決まっていないということをお先ほど私が言って、ですから、ある意味、それへの参加がしやすく云々というのは、必ずしも石巻市全体でやる行事に限らず、地域地域でもやられるであろうということも念頭に置きつつ、そういうふうな休業日にするのも一つの考え方としてあるんじゃないかというようなことであって、石巻市がこの先ずっとそういう行事を市全体としてやるからどうだというふうにはお考えにならないでいただいた上で、ご審議をいただきたいと。

○委員長（阿部盛男君） まずもって、この県条例出されました。そして、隣接市町において、今ちゅうちょしている。その理由は、県条例で定めたけれども、県立学校においては休業日として鎮魂の日とすると、これは県立学校はいいでしょう。そして、具体的に休みとすることかどうか、義務教育、小学校・幼稚園等については、各市町村の教育委員会の判断に委ねるとというのが原則論ですね。したがって、今、ここで協議をして、県条例に従って休業日としましょう、これこれの理由だから、きちんとした理由づけが必要でしょう。いや、しなくていいと、別な形で子供たちに風化せずに継続させていく方法もあるんでないかというのであれば、それでも

いいと。いずれかを選択しなくちゃならないというところなので、引き続き、ご意見をちょうだいします。

○委員（今井多貴子君） 県条例ではわかりました。今、委員長がおっしゃるとおりだなというのはわかったんですが、市教委としてどうすべきかという判断に立つと、休業日というあり方はちょっと難しいのではないかという気がします、個人的には。その3月11日の授業の中に、鎮魂を含めた震災を考えるべく時間割を持つということがもし可能ならば、それで全体の震災に対する意識ということを風化させずに済むのではないか。わざわざお休みをさせてまでその必要性があるか。それで、市でもそのための行事とかというのは、そこは考えないでということでしたので、もし、休みにしてしまうと、逆に風化させていってしまう。ただその日が、3月11日が震災の日ですよというのだけを伝えていくようになるから、その日を学校でディスカッションできるような授業の取り組み方とかいうのを入れたりすることによって、もう少し震災への意識レベルを上げていくことはできないだろうか。

○委員長（阿部盛男君） やり方としては、それぞれの学校独自の判断で、それにふさわしいものできると思います、今、今井委員言われたことについて。

学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） 鎮魂の日の休業日ですけれども、先ほど隣接の地区の話も申し上げたところですが、基本的に、石巻、東松島、女川、気仙沼、南三陸以外は、先ほど仙台市も含めて休業日としないということはそのとおりですけれども、やはりこの中で休業日とすることを決定する方向でいる中には、市教委としても地域とか、そこらが同じ市の中でも違うので、地域や育成会の協力のもとに地域の防災訓練、慰霊行事の参加なども考えていかななくちゃいけないのではないかということなども考えておりますし、なお、逆に、この日、休業日としますが、教育の実施上やむを得ない事情があるときには、授業日を振りかえることもできますので、その場合には震災を踏まえた防災教育など、条例の趣旨に沿った教育活動をするということも、逆に言うことができるようなことにもなっています。

ですから、いろいろな考え方の幅を広げていくというふうなところで、石巻市の大きく被災を受けた地域、何個かあるわけですが、その辺のほうの地域と、そして、そうでない地域とのいろいろなことも踏まえながら、この条例の施行ということで、こちらのほうの大きな被害を受けた沿岸部5市町村においてはそのような方向で、子供たちのところのやはり追悼の意とか、記憶を風化させることがないというところの部分に力を入れていきたいなということで、今回提案しているというところになります。

○委員長（阿部盛男君） 事務局長。

○事務局長（佐藤和夫君） 先ほど行事に関して決定していないというふうに言ったのは、それを積極的にやらないという意味で決まっていけないというようなことではなくて、当然にそういった趣旨というものは、市としては体现していかなければならないという意識は持っていますけれども、ただ、具体的なあり方としては、市全体でやるのがいいのか、あるいは地域地域でやるのがいいのかといったような、そういうようなさまざまな選択というような余地を残すというような意味で、固定的には考えていないというようなことであって、決してそれをやらない趣旨というような意味で、積極的にやらないというようなことではないということを、私の説明がちょっと舌足らずだったために、何か市の方針としてはそういったようなことはやらないみたいなことで受けとめられますと、ちょっと私の説明が違っているんだなというようなことをご理解いただきたいと思います。

○教育長（境 直彦君） 12月の補正でとるでしょう。第4回定例会の補正でとるんじゃないんですか。

○事務局長（佐藤和夫君） 当然、3月11日のこれまでやってきました行事というのは、もちろんありますけれども、ただ、それ以降、じゃ永遠にそのまま市が市全体としてやり続けていくのかどうかということについては決まっていけないというようなことであって、当然にその日を、そういった慰霊のときを過ごすというようなことについては、これは誰も異論のないことだというふうに認識しています。だから、そのあり方についていろいろな形があり得るだろうというようなことです。

○委員長（阿部盛男君） 関連してございましたら、どうぞ。

窪木委員、どうぞ。

○委員（窪木好文君） きょう決めるというのは、なかなか意見が難しいみたいですがけれども、私個人としては、本当に沿岸部の近いところで、いろいろな行事に参加しているわけですが、学校でいわゆるその時間を迎えて黙禱をする。学校を離れて各々の場所で黙禱する。いろいろな方がかかわっていろいろな行事、もしくは鎮魂の思いを具体的にその日に行われているわけで、それを生徒、子供たちにも見せてあげたいなとか、それを記憶してほしいなというのも気持ちの中ではあります。

先ほど山田課長の言ったように、学校単位でもし裁量できるのであれば、いわゆる内陸の学校ですとか、その学校学校である程度その裁量が認められるのであれば、この取扱いでもいいのかなとは思っているところもあるんですね。ただ、幼稚園の子供を持った、いわゆる働いている方

たちですとかの場合には、延長保育の教室ですとか児童クラブの手当てがやはり必要なのかなという気はしています、今のところ。

○委員長（阿部盛男君） 皆さん、この日を鎮魂の日とすることについては異論はないと思うんです。そのもっていき方について問題があるというところですね。どうでしょう、ここでこのことについて継続して、今この時間帯もっと押して結論を出しますか。それとも、問題点が多々あるし、もう少し隣接市町等の県内の様子を見て、我々の今出てきた考えを土台にしながら話し合いを継続して、次回にもっていくという方法もあるわけですが、いずれの方法とりますか。

○事務局長（佐藤和夫君） すみません、先ほどの説明の中で、平成25年度の慰霊祭の予算については12月補正というようなお話もちょっとありましたけれども、これは当初に計上済みでございますので、3月11日に慰霊祭を市全体としてやることについては、既に意思は決定されております。

○委員長（阿部盛男君） どうでしょうか。今、出てきて、すんなりと休業日と、県条例と同じように休業日とするということについては、多少なりとも抵抗があるように見受けられました。

○委員（津嶋ユウ君） 何か急いで決めなければならない、そういう理由はございますか。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） 学校側のほうが待っていると、授業時数の確保ということで。

○委員（津嶋ユウ君） これ今年度については……

○委員（今井多貴子君） いいんですけれども、来年度ですよ。

（「いやいや、今年度です」との声あり）

○委員（今井多貴子君） ああ、そうです、今年度ですよ、3月だから。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） 学校側のほうには、教育委員会終了後、あと、通知をとという話をしているところです。

○委員（津嶋ユウ君） もう出さなければならない、今年度についてはね、授業日数の関係。今年度については、市でも決まっているからいい。ただ、今後について考えると、ちょっとやっぱり。

○事務局長（佐藤和夫君） これまでの市のほうの議論の中でも、市全体でやる慰霊祭とか、それから地域地域で行われる慰霊祭とか、さまざまな形があるというような議論はされてきています。それが今回のこの取り扱いによって、休業日にすることによって、そういった市全体

のやつでなくても、地域で行われるものに子供たちが参加しやすくなるというような一つの効果を持っていて、ただ、それは地域によってその違いがあった場合に、参加しない場合に、例えば学校においては柔軟に対応もできる。必ずしも休業日だからといって、その日を何かの鎮魂の行事に充てなければならぬとかというようなことではなくて、充てやすくできるというような意味合いというものも考えてのご提案ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（阿部盛男君） 学校現場からすれば、鎮魂の日、1日授業を潰してこの日を休みにする必要性はないと私は、個人的にですよ、思います。風化させない方法はいろいろあります。休みにするよりも、もっといい方法がありますよね。いろいろな方法ある。校長が話をする、子供たちに経験を話させる、その継続をしていけば、1時間か2時間カットしただけで十分教育はできるはずですよ。目的を達成することは出ると思います。あるいは、地域でやるのであれば、この11日に、その日に学年代表をそこに参加させるという方法もあります。いろいろな形があると思うんですが、今、授業時数云々、そして中学校においては105時間、小学校においては278時間ぐらい、当初の計画ではそうだったと思うんです。授業数ふやしていくとき、この県条例に合わせて休みにしていいのかと、休業日にして、鎮魂の日であるけれども。別な形で、授業2時間なりで学校行事の1つ、こまの中に入れて十分これはできます。風化させないその目的も達成し得ると思うんですね。県で、市町村の判断に委ねるというふうに言ったのは、沿岸部と内陸部ではニュアンスが違う。そこのところを一律に休みにして、それで鎮魂の日云々は出るかというところを考えたと思うんです、判断に任せるとするのは。我々は我々の地域、沿岸部被害甚大である。しかしながら、学校を休みにしてまで、ここのところ、休業日にずっとするのかどうか。目的を達成するためには休みにしなくても出るな、この程度だったら、というふうに私個人的に思います。

ここで決をとりますか、それとも、もう少し継続審議としていきますか。いろいろ問題があるようです。よろしいでしょうか。いつまで、課長、早いほどいいんでしょうけれども、もう一月かそこら。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） 校長会のほうにはいろいろと話をしていて、時数等については調べてもらっています。ですから、この日を休みにとか、子供たちの場合を休みにしたからといって時数が足りなくなるということはないということも確認しており、やはり地域によっては、鎮魂の日のときに家族でその部分、気持ちとしてあらわしたいということも大きい。特に大きな、たくさんの石巻は保護者、つまり家族というか、子供だけではなくて、たくさんの方が亡くなっていて、そういうときに気持ちをあらわすとき

に、自分の子供、中学生とかだけがとか、小学生だけが行けなくなってしまうということなども含めながら考えたときに、県教委のほうでは、確かに私が聞いたときには、沿岸部の5市町以外は休業日としない方向性であるというのは聞いているところですが、やはりこれから将来、条例ですから、これは改定はできると思うんですけども、この被災を受けたこれから何年間、市のほうでやっていくというのは、この何年間においてはやはり子供だけではなくて、石巻市民として、この鎮魂の日ということ、復興を誓う日というような言い方もありますけれども、本当にしっかりと追悼の意をあらわしていく日にしたいなというところもあります。そうしたら違う地域はどうかという話にもなるかもしれませんが、ただ、この大きな被災を受け、たくさんの市民が亡くなっている石巻ということを考えたときに、しっかりとそこの子供と家族が向き合っていて、これに進めていくことがということで、今回は休業日のほうで、学校教育課のほうとしてはいろいろと話して、確かに中で話したときの議論の中には、授業時数の確保はどうなんだというところからの話も出たし、やはり各学校でやればいけないじゃないか、じゃ各学校に任せますという議論も出たんですけども、やはりこの石巻市全体の中での大きな被災を受けたこの石巻市として、この辺の追悼の意をしっかりとあらわせばなというところから、私個人的には、今年度についてはそのような形でとにかく進んでいただくと、いろいろな意味で、行事のほうは私もちょっとわからなかったところありますが、一つの気持ちをあらわすことができるのかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○教育長（境 直彦君） 1つは、当然3月11日休業日としたとしても、各学校ではその前の日なりにきちんとした学校としての行事というものを設定できるはずなので、ここはなぜ休業日にするかという、その慰霊関係行事に児童・生徒も参加しやすくするためという、学校があるのでできないということなんですけれども、その児童・生徒が参加するためというのは、学校が、公的機関が引率をして式に参加するというのではなくて、家族とともにそういう機会を設定するという大前提があるものですから、それで休業日とするという考え方で進めていきたいと。

○委員長（阿部盛男君） 今、学校教育課長からもお話があり、家族の一員として追悼の意をあらわせば、自然的にそうなる、当然でありますね。そういうふうなお話もありました。学校教育課内でも話し合われて、こういうふうな案の提出ということになります。個人的なご意見はいろいろおありだろうと思います。

いかがいたしますか。ここで15号議案について、もう少し話し合いを詰めますか。それとも、

大体出た感じでしょうか。

○委員（今井多貴子君） この条例は、今回は、今年度は休業日とします、各行事とか、各地域において、震災に対する認識、それから一緒にするという、親子で一緒にする、地域と一緒にするという形をとりますよね。とったとします。そうしまして、内陸部と例えば沿岸部との差があり過ぎて、これから動くわけですよ、ここから。条例を決めた後に、また改正ということはそんなに簡単にできるものでしょうか。できませんよね。

○委員長（阿部盛男君） 条例の改正について。

○事務局長（佐藤和夫君） 条例は、休業日を定めるとかということではなくて、これは県内全域において、この日を鎮魂の日とするというのが県の条例の趣旨でして、休みにしろとか何しろとかというようなことではないんです。それで、休業云々というのはそれぞれの所属教育委員会というようなことで、それで県は県教委における取扱いをこのようにしました、各市町村ではそれぞれのところで、休みにしろとか、するなとかというようなことをこの条例が求めているわけではないんです。

○委員（今井多貴子君） ないんですね。ということは、今年度はお休みにして、みんなでやるとして、来年度は市として、またそこを休業日にするかどうかということは話し合える、教育委員会としてですよ。

○事務局長（佐藤和夫君） 教育委員会として話し合うことは、もちろん。

○委員（今井多貴子君） そうですね、休業日という域でね、枠でね。みやぎ鎮魂の日を定める条例ではなくて、全体的に休みにするかどうかという話し合いはできるわけですよ。なら、わかりました。

○委員長（阿部盛男君） そのほかございますか。

○委員（津嶋ユウ君） 今、私、一番先に伺ったのは、別に反対だなんていうつもりで質問したわけではなくて、ただ、それぞれの地域でちょっと保留しているのは、理由はなんだろうと思ったこと。私としては、石巻市としては永久にとまはいかないかもしれないけれども、本当に5年、10年、ここしばらくという言い方では悪いんですけれども、住民の感情としては、やはり全員が鎮魂の日だろうと思います。実際に沿岸部だけでないです。もう内陸部に行ったら、転校していたり、引っ越したりして、いっぱい内陸部の学校であっても、そういうことを実際に身に受けている人たちがたくさんいるわけですから、石巻市全体として、やはり鎮魂の日であろうと思います。だから、その場合の学校でどうしたらいいかという、その鎮魂の日を学校としてやるというのも一つの方法だし、でも、やっぱりいろいろお話し合いをして

いる中で考えたら、3月11日が結局家族とか親戚の命日だという人もものすごくいるだろうなと。そうしたら、行事に参加するより何より、ことしなんかだってお墓参りだなんだという人たちが多かったなということも思い出しましたし、それこそ、先ほどから、取扱いをそう簡単に変えられるものではないけれども、何年後かには変えることも可能なものですし、風化していったいいものではないけれども、休業日にするまでもない。学校でその日指導したり、話し合ったりする形に変えていってもいいんでないかというときが来たら、そういう方向にするということで、やはり私も今の状況では、石巻市はこの日はもう地域挙げて、市挙げて鎮魂の日としての、行事に参加しようがしまいが、何か気持ちは鎮魂の日であるべきだし、みんなそうなんじゃないかなというのは思っています。それで、この取扱い案に賛成します。

○委員長（阿部盛男君） 窪木委員。

○委員（窪木好文君） 私ももちろん、どちらかという子供たちには参加してほしいと思っているんです。学校外ですね。いわゆる親御さんですとか、その地域に参加して、もしくは、よく被災地のところに花束を置いて、そのときに鎮魂をしている方々がたくさんいるんですけども、やっぱりお子さんの姿はないようですよ、平日の場合は。だから、やっぱり皆さん一緒にやっていただきたいというか、そのほうがより一層復興に対しても、子供たちの心に強く残るんじゃないかというふうに思うので、先ほど言ったように、裁量が云々で学校独自である程度は決められますよという、その規則の中の休業日ですので。そういう部分もありますが、もしあれだったら、やっぱり規則の定めるところの休業日ということであれば、それは賛成ということで私も思います。

○委員長（阿部盛男君） 家族そろって墓参りをするだろうと想定して、鎮魂の日と定め、参加しやすいように、墓参しやすいようにという心であれば、学校も休みであったほうがいいのかということでしょうか。

（「そうですね」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） これ時間相当かかってきて、ああだこうだと、それくらいの問題を含んだ案件ではありましたが、とどのつまりは、共通しているのは鎮魂の日とすることに異議は全くなしということなんですよ。あわせて、今、学校教育課長の話ですと、そこ1日授業をなしにしたとしても、トータル的にさほどの障害が出てきてというふうなことでもないし、それは家族の気持ちを取り入れたほうがベターなのかなというふうなところですよ。すっきりしないということもおありかとは思いますが、15号議案について、原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) 第15号議案については原案のとおり可決いたします。
次にまいります。

第16号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則

○委員長(阿部盛男君) 第16号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則を議題といたします。

学校教育課長からお願いいたします。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長(山田元郎君) それでは、第16号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

表紙番号1の7ページをお開き願います。

あわせて、表紙番号3の新旧対照表1ページをお開き願います。

なお、新旧対照表の修学の「修」の字がちょっと間違っておりましたので、これについては訂正をお願いしたいと思っております。

石巻市立女子高等学校は、第1学年の募集定員を平成24年度から200名から160名に、石巻市立女子商業高等学校は、第1学年の募集定員を平成24年度から120名から80名に減じてきました。このことにより、両校の生徒の進級に伴って、石巻市立高等学校学則の一部を改正するものでございます。

改正の具体的な内容ですが、別表にございます石巻市立女子高等学校の第3学年の生徒定員をこれまでの200人から160人とし、石巻市立女子商業高等学校の第3学年の生徒定員をこれまでの120人から80人とするものでございます。

施行期日につきましては、附則で平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対して、ご質疑ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) ないようでしたら、第16号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) じゃ、ご異議ございませんので、第16号議案については原案のとおり

り可決いたします。

第17号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について

○委員長（阿部盛男君） 次、第17号議案 石巻市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長、お願いいたします。

○生涯学習課長（細目恵寿君） それでは、第17号議案 石巻市社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げますので、8ページをごらん願いたいと思います。

本案は、現在委嘱しております委員の任期が今月末、5月31日をもって任期満了になりますことから、名簿に記載の12名の方を6月1日から平成27年5月31日までを任期として、新たに社会教育委員として委嘱いたしたく、社会教育法第15条第2項及び石巻市社会教育委員に関する条例第2条の規定に基づき、上程するものでございます。

選出に当たりましては、社会教育に関し地域の実情に明るく、専門的知見や助言を得られる方を選任いたしております。その概要は、各地区選出委員7名、学識経験1名、社会教育関係機関選出2名、校長会選出2名の12名となっております。

新委任委員につきましては、雄勝地区の秋山喜弘さん、北上地区の武山文衛さんと学校教育関係者の菅原山下小学校校長、今泉門脇中学校校長の4名でございます。

以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（阿部盛男君） ご質疑等ございましたら、どうぞ。

ありませんか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） 第17号議案については、原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） ご異議ございませんので、第17号議案については、原案のとおり可決いたします。

次にまいります。

第18号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について

○委員長（阿部盛男君） 第18号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

○生涯学習課長（細目恵寿君） それでは、第18号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱についてご説明申し上げますので、10ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、現在委嘱しております委員の任期が今月末、5月31日をもちまして任期満了になりますことから、文化財に関し識見を有する候補者名簿に記載の9名の方を6月1日から平成27年5月31日までの2年間を任期として、新たに文化財保護委員として委嘱いたしたく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第10号の規定に基づき、上程するものでございます。

地区選出5名、分野別選出4名で9名全員再任でございます。なお、牡鹿地区につきましては、選出することができませんでしたので、引き続き牡鹿公民館長と協議してまいりたいと思います。

以上でございます。 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第18号議案については、原案のとおり決することにしてよろしいですか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） それでは、ご異議ございませんので、第18号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○委員長（阿部盛男君） 以上で審議事項を終了いたしまして、次、その他に入ります。

初め、委員方から何かございましたらどうぞ。

ございませんか。

それでは、課長方からどうぞ。

○体育振興課長（橋本 淳君） 私から、石巻フットボール場復興記念試合の開催についてご説明を申し上げたいと思います。

お手元のチラシにございますように、関東ラグビーフットボール協会と石巻市の主催により

まして、6月2日、日曜日に、石巻フットボール場復旧記念試合「頑張ろう石巻！復興記念」関東大学ラグビー招待試合、早稲田大学対慶応義塾大学が開催されます。両校は関東大学ラグビーの伝統校でもあり、全国大学選手権大会を何度も制覇している強豪校でございます。大学トップレベルの試合を観戦できますことは、震災からの復旧・復興に一丸となって取り組んでいる本市に大きな感動と希望を与えてくれるものと思っております。多くの市民の皆様はもとより、委員の皆様方にも観戦していただきたいと思っております。市長のドロップキックによる始球式により、13時キックオフとなります。なお、本試合に先立ちまして、ジュニア親善試合として、石巻ライノスジュニアラグビースクール対千葉県松戸市の松戸ラグビースクールのオープニングマッチも行われることとなっております。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） その他ございましたらどうぞ。

ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、次回の予定について事務局。

○事務局（鈴木 憲君） 次回、6月の定例会につきましては、6月27日、木曜日、午後3時から、本日と同様ここ、庁議室で開催する予定です。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（阿部盛男君） それでは、以上をもちまして本日の定例会一切を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時50分閉会

教育委員長 阿 部 盛 男

署名委員 今 井 多 貴 子